

【 投 薬 】**８６５ 適応傷病名と未破裂脳動脈瘤がある患者に対するトリプタン系片頭痛薬の算定について**

《令和８年８月３１日》

○ 取扱い

適応傷病名と未破裂脳動脈瘤がある患者に対するトリプタン系片頭痛薬（イミグラン錠、ゾーミッグ錠、レルパックス錠、マクサルト錠、アマージ錠等）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

トリプタン系片頭痛治療薬（イミグラン錠、ゾーミッグ錠、レルパックス錠、マクサルト錠、アマージ錠等）は、脳や心臓の血管に作用して強い血管収縮作用を有し、過度に拡張した血管を収縮させることで片頭痛発作を軽減する。添付文書の禁忌の中に、「次の患者には投与しないこと」があり、その中に「脳血管障害や一過性脳虚血発作の既往がある患者：脳血管障害や一過性脳虚血性発作があらわれるおそれがある。」と示されている。ここで言う脳血管障害は、薬剤の作用機序から、虚血性の脳血管障害と考えられ、未破裂脳動脈瘤破裂の要因とはなりにくいと考ええる。

以上のことから、適応傷病名と未破裂脳動脈瘤がある患者に対するトリプタン系片頭痛薬（イミグラン錠、ゾーミッグ錠、レルパックス錠、マクサルト錠、アマージ錠等）の算定は、原則として認められると判断した。